

入札公告

下記の工事について制限付一般競争入札（事前審査型）に付すので、次のとおり公告する。

平成30年2月2日

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団
理事長 山本 嘉彦

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 障害者支援施設赤穂精華園成人寮重度棟空調設備更新工事
- (2) 工事場所 兵庫県赤穂市大津1327
- (3) 工事概要 障害者支援施設赤穂精華園成人寮重度棟（鉄筋コンクリート造 地上1階建 延床面積3,077.1㎡）の電気・空調設備工事
- (4) 工期 平成30年3月31日限り
- (5) 最低制限価格 無
- (6) 低入札価格調査基準価格及び調査最低制限価格 無
- (7) 入札方式 制限付一般競争入札（事前審査型）（価格競争）（直接入札）
- (8) 契約締結予定日 平成30年2月下旬予定
- (9) 支払条件 精算払い

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

- (1) 建設業法第15条による許可を受けている者で、かつ、入札参加業者募集の公告の日から入札を実施する日までの期間において、建設業法による営業かつ入札停止の行政処分等を受けていない者。
 - (2) 建設業法に基づく経営事項審査を毎年受けている者。（この経営事項審査の結果通知書は、工事請負契約を締結する日前1年7ヶ月以内の日を審査基準日とするものを有効とする。）
 - (3) 法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配属者又は3親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、法人の理事長又は理事が特別の利害関係を有する建設業者でない者。
 - (4) 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に対し、工事請負契約における収入状況、下請業者の工事実績請負金額等に関する関係資料の提供に協力を行うことができる者。
 - (5) 過去に、社会福祉施設等建設に伴う不正行為又はこれらに類する行為等に関与しておらず入札参加業者として適当であると認められる者。
 - (6) 兵庫県内に建設業の許可を受けた本支店等を有する業者であって、平成29年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気・管工事における各付等級がB等級以上の者。
 - (7) 当該工事に当たっての関連法規等を遵守し、十分な知識と能力を有すると認められる者。
 - (8) 暴力団員が経営する業者又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずる業者でない者。
 - (9) 正常な入札執行を妨げる等の行為を行うおそれが無く及び行わない者。
 - (10) 配置予定技術者の要件
 - ① 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第26条に規定する建設工事業の主任技術者資格者経歴を有する技術者を本工事に専任配置とし現場常駐を原則とする。なお、主任技術者資格証については、写しを添付すること。
 - ア) 入札参加希望者と直接かつ恒常的な雇用関係（申請書提出日において3ヶ月以上）にあること。
 - イ) 年齢は原則として60歳以下であること。
 - ② 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず入札申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。
 - ③ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- ※ 病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

(11) 入札保証金は免除する。

4 入札手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 (注1)	場 所 ・ 方 法
(1) 提出資料の様式等の交付	平成30年 2月 2日 (金) から 平成30年 2月 12日 (月) まで	入札公告等関連資料については、ホームページからダウンロードすること。 (http://www.hwc.or.jp/)
(2) 入札参加受付	平成30年 2月 2日 (金) から 平成30年 2月 12日 (月) まで	持参又は郵送 (郵送の場合は受付は平成30年2月12日必着)
(3) 設計図書の貸与申込	平成30年 2月 2日 (金) から 平成30年 2月 12日 (月) まで	(注2)
(4) 質問書 (様式任意) の受付	平成30年 2月 14日 (水) から 平成30年 2月 16日 (金) まで	ファックス可
(5) 質問に対する回答	平成30年 2月 19日 (月)	ファックスにて回答
(6) 入札	平成30年 2月 21日 (水) 10:00～ (予定)	場所: 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 赤穂精華園成人寮管理棟講堂
(7) 工事費内訳書の提出	平成30年 2月 21日 (水)	
(8) 入札結果の公表	落札決定後速やかに行う	

(注1) 上記の期間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時 ※12日 (月) は休日ですが対応します。

(注2) 設計図書の貸与については以下のとおり

- (1) 貸与場所 社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団赤穂精華園総務課
所在地 赤穂市大津1327
TEL (0791) 43-2091
FAX (0791) 43-7404
- (2) 貸与申込期間 平成30年2月2日から平成30年2月12日 まで
期間中に福)兵庫県社会福祉事業団赤穂精華園へ「設計図書貸与申込書」をファックスし貸与予約すること。(電話予約不可)受け渡しについては、申込者に追って日時と場所を連絡するので、指定された期間内に受取にすること。
- (3) 貸与期間 受取時から入札時までとする。
- (4) その他 貸与は、入札参加希望者に限る。入札に参加する者は、入札当日、会場で回収するので必ず持参すること。入札に参加しない者は、入札前日までに兵庫県社会福祉事業団赤穂精華園総務課までに返却すること (郵送可)。

5 入札参加資格の審査等

(1) 本工事の入札に参加することを希望する者は、次に掲げる申請書等を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書等を提出しなかった者又は審査の結果入札参加資格を有するものと認められなかった者は本工事の入札に参加することができない。

- ① 制限付一般競争入札参加資格審査申請書 (第1号様式)
 - ② 建設業の許可及び経営事項審査結果 (第2号様式) (特定建設業の許可通知書の写し、総合評定値通知書の写し、平成29年度兵庫県建設工事入札参加資格の登録状況が確認できる書類の写し)
 - ③ 施工実績調書 (第3号様式) (契約書の写し等工事内容が確認できる書類の写し)
 - ④ 配置予定技術者の資格・工事経験調書 (第4号様式)
(免許等を証する書類の写し及び自社社員であることを証する書類の写し)
 - ⑤ 誓約書 (第5号様式)
- (2) 入札参加資格の審査は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、審査結果については入札参加資格を有すると認め

られた者に対して平成30年2月13日までに入札通知書を発送する。

(3) その他

- ① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 理事長は、提出された申請書等を入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された書類は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は、認めない。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、債務の不履行により生じる損失をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

7 落札者の決定方法

兵庫県社会福祉事業団会計規則第97条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札価格では契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札。
- (2) 入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札。
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札及び記名押印のない入札。
- (4) 同一の入札者が、同一事項に2通以上の入札をした入札。
- (5) 談合その他の不正な行為があったと認められる入札。
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札。

9 その他入札に関する事項

- (1) 入札執行回数は2回とする。
- (2) 当事業団所定の入札書に必要事項を記載、押印の上入札すること。
- (3) 落札金額にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (5) 入札に際し、入札書記載金額に対応した工事費内訳書を提出すること。なお、工事費内訳書を提出しない者は、本工事の入札に参加できないものとする。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限、指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

10 その他

- (1) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、それが判明した時点で入札資格の停止及び落札した場合でも契約を締結しない。
- (2) 落札者は、入札参加資格の確認書類として提出した配置予定の技術者を本工事の現場に配置すること。
- (3) 現場説明会は実施しない。

11 入札担当課

赤穂市大津1327

兵庫県社会福祉事業団赤穂精華園 総務課

TEL (0791)43-2091

FAX (0791)43-7404

URL <http://www.hwc.or.jp/>

兵庫県社会福祉事業団会計規則(抄)

(契約の相手方及び最低制限価格)

第97条 契約担当役は、競争に付する場合には、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって、申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

- 2 契約担当役は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約をしようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、支出の原因となる契約のうち、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を契約の相手方とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を、当該契約の相手方とすることができる。
- 4 事業団の所有に属する財産と、事業団以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性格又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、価格その他条件が、事業団にとって有利なもの(同項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの。)をもって申込をした者を、契約の相手方とすることができる。